

＜山口県個人情報保護条例抜粋＞

(適正管理)

第七条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれが記録されている公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値が生ずると認められるものについては、この限りでない。

(平一七条例一五・一部改正)

(職員等の義務)

第八条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平一七条例一五・一部改正)

(業務の委託等に伴う措置)

第九条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適正な取扱いを確保するために受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、その受託した業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

＜個人情報取扱特記事項＞

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項について教育及び研修を行うとともに、個人情報の適正な管理の徹底のための必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲が指定した場所に持ち出す場合を除き、特定個人情報(個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。))をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。)が記録された資料等をこの契約に定める実施場所の外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託をした業務の履行状況の管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(特定個人情報取扱従業者の届出)

第9 乙は、この契約による業務に係る特定個人情報の取扱いに従事する者(以下「特定個人情報取扱従業者」という。)を定め、これを甲に別記様式により届け出なければならない。

2 乙は、特定個人情報取扱従業者を変更しようとする場合には、その旨を甲に別記様式により届け出なければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(遵守状況に関する報告)

第11 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちに

その状況を甲に報告しなければならない。

(実地調査)

第 12 甲は、この契約による業務に係る特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、実地調査をすることができる。

2 甲は、前項の実地調査を行うため必要な範囲内において、乙に対し必要な情報の提供を求め、又は指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。